

## 就学援助制度のお知らせ

みよし市教育委員会

みよし市では、みよし市立小中学校に通うお子様がいるご家庭で、経済的にお困りの保護者の方に、就学に係る費用の一部を支給する就学援助制度を実施しています。

### <就学援助の対象となるご家庭世帯>

みよし市に住民票があり、生活保護を受給している世帯と、生活保護に準ずる程度に困窮している世帯が対象となります。〔所得制限の条件があります。〕

就学援助での「世帯」とは、同じ家に住んでいる方すべての方を含めます。祖母や叔父叔母などで住民票を別にしていても、同じ家に住んでいれば、世帯の中に含まれます。

### 〔所得制限の条件について〕

【モデル世帯】認定の基準となる所得金額の目安（制度改正により変更される場合があります）

世帯人数	2人		3人		4人
世帯構成	母(41歳) 子(小学2年)	母(41歳) 子(中学2年)	祖父(65歳) 母(41歳) 子(小学2年)	母(41歳) 子(小学2年) 子(中学2年)	父(41歳) 母(41歳) 子(小学2年) 子(中学2年)
前年中の 世帯全員の 合計所得金額	約180万円	約194万円	約234万円	約256万円	約308万円

(注意)・上記はモデル世帯です。世帯人数が同じでも、世帯構成や年齢により基準金額は変わります。

- ・同居する方全員の所得を合算します。
- ・借入状況（住宅ローンなど）を考慮することはできません。
- ・合計所得金額とは、給与所得者の場合は、源泉徴収票の給与所得控除後の額です。

### ■ 手続きの方法

認定を希望する方は、お子様が通学している学校にご相談ください。

「就学援助受給申請書」に必要事項を記入の上、お子様が通学している学校（小中学校ごと）に提出してください。

令和6（2024）年1月1日より後にみよし市に転入された方へ

令和6（2024）年1月1日時点でお住まいの市町村で発行される「令和6（2024）年度（令和5（2023）年分）の所得課税証明書」をご提出ください。ご提出されない場合は、認定することができませんので、よろしくお願いたします。

## ■ 支給費目

1. 学用品費
2. 通学用品費
3. 新入学児童生徒学用品費
4. 校外活動費
5. 修学旅行費
6. 医療費（学校の指示により治療した学校病の医療費）

（注意）・生活保護を受けている方は、修学旅行費と医療費のみが支給されます。

- ・医療費の支給については、子ども医療、障がい者医療、母子家庭等医療の受給者証をお持ちの方は、そちらが優先になりますので、医療受給者証を医療機関に提示してください。

## ■ （参考）令和6（2024）年度支給限度額（変更することがあります）

	小学校		中学校	
学用品費等	1 学年	11,630 円	1 学年	22,730 円
	他の学年	13,900 円	他の学年	25,000 円
新入学児童生徒学用品費	1 学年	57,060 円	1 学年	63,000 円
校外活動費（宿泊を伴わない）	全学年	1,600 円	全学年	2,310 円
校外活動費（宿泊を伴う）	4・5・6 学年	3,690 円	1・2 学年	6,210 円
修学旅行費	6 学年		負担額の一部	
医療費	全学年	負担額の一部	全学年	負担額の一部

- 1 上記支給限度額を年3回（8月、12月、3月）に分けて支給予定です。
- 2 途中認定の場合は、月割り及び日割りになります。認定日により、支給されない項目もあります。
- 3 校外活動費は直接必要な交通費・見学科について、修学旅行費は直接必要な、交通費、宿泊費、見学科及び体験料、並びに修学旅行に要する経費を支給します。

## ■ 申請結果のお知らせ

認定結果については、後日学校を通じてお知らせします。

## ■ 支給方法

保護者申請口座へ振込支給します。ただし、特別な事情が生じた場合は、学校を通しての支給へ変更されることがあります。

## ■ 注意

就学援助は、お子様の就学に係る費用の一部を支給する制度です。その目的に反して、生活費、学校以外の費用に使用したことが判明した時は、それ以降の援助費の支給はされなくなります。

援助費に係る領収書は、提出をお願いする場合がありますので、必ず保管しておいてください。

◆ 問い合わせ先：みよし市教育委員会 学校教育課  
（電話：0561-32-8026）